平成２１年（フ）第６８８号
埼玉県上尾市大字向山529番地２　アルファメゾン上尾Ｄ－３
破産者　関根　國子
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４１号
埼玉県久喜市佐間1397番地21
破産者　小菅　和宣
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９０９号
埼玉県川口市榛松１丁目10番45号
破産者　進藤　清幸
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８５号
埼玉県川口市戸塚４丁目15番12号　メゾンロータス101号、開始決定時の住所埼玉県川口市戸塚１丁目25番１―202号　藤和シティコープ東川口
破産者　伊藤　敏廣
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５９号
さいたま市見沼区丸ケ崎町47番地19
破産者　野地　敏夫
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２９号
埼玉県川口市芝１丁目45番16号
破産者　坂本　達也
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６１号
さいたま市見沼区東大宮５丁目28番地11　東大宮ハイツ403
破産者　小暮　敏彦
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９８号
埼玉県上尾市大字領家115番地23
破産者　佐藤　光子
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
埼玉県蕨市塚越５丁目35番７号　パティオ壱番館102号
破産者　西野　充俊
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５０３号
千葉県木更津市ほたる野１丁目25番地２―104
破産者　松本　廣行
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２９６号
横浜市泉区和泉町4282番地の12
破産者　今野　秀夫
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７号
横浜市神奈川区西大口11番地の１
破産者　中山よし子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１５０号
大阪市生野区田島２丁目11番21号
破産者　久保製作所こと　久保　悦弘
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６１７号
兵庫県川西市多田桜木１丁目６番１―206号、申立時の住所大阪府豊能郡能勢町栗栖203番地の15
破産者　加藤　利治
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９３８号
大阪府枚方市楠葉花園町５番４―1505号、前住所大阪府枚方市西船橋２丁目７番15―202号
破産者　圓山　博人
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０８号
大阪市北区大淀中４丁目14番17―304号
破産者　上田　泰司
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５４５号
大阪市阿倍野区阪南町３―31―16、前住所大阪市阿倍野区阪南町３―20―20
破産者　Ａ．Ｓアースこと　島津　厚宣
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０５６号
大阪市港区磯路３丁目５番６号実島方、前住所大阪市港区波除６丁目１番13号
破産者　林　　昭秀
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０５７号
大阪市港区波除６丁目１番13号
破産者　林　　義弘
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部